

## 期間入札についての注意

R2.6～

熊本地方裁判所執行官室  
(096-326-1522)

### 1 期間入札

買受希望者は、入札期間内（この期間は売却の広告に記載されています）に入札書等を執行官室に提出し、開札を経て最高価買受人が指名されます。

### 2 入札方法

- (1) 入札書、入札用の封筒、保証金の振込用紙、入札保証金振込証明書及び陳述書の各用紙は執行官室で交付します。
- (2) 入札書等は、記載されている注意事項をよく読んで誤りがないように記載してください。
- (3) 持参して入札するときは、入札書を入れた内封筒とその他の添付書類を直接執行官室に提出します。  
(訂正等が必要な場合がありますので、入札書等に使用した印鑑を必ずご持参ください。)
- (4) 郵便により入札するときは、入札期間内に到達するように郵送の期間を見込んで早めに発送してください（入札最終日午後5時必着）。  
※内封筒には、入札書だけを入れて糊付け等により厳重に封をします。  
※外封筒には、上記の内封筒とその他の添付書類を入れて封をします。

### 3 買受けの申出の保証

- (1) 買受申出の保証の提供方法には、『入札保証金振込証明書』を提出する方法と、『支払保証委託契約締結証明書』を提出する方法との2種類があります。
  - (ア) 『入札保証金振込証明書』  
入札保証金は、最寄りの金融機関から熊本地方裁判所所定の口座に振り込み、保管金受入手続添付書と受取書の2枚を金融機関から受領してください。
  - (イ) 『支払保証委託契約締結証明書』  
用紙は銀行、保険会社にあります。銀行又は保険会社と契約を締結して交付を受けてください。

- (2) 最高価買受申出人、次順位買受申出人以外の人に対する保証金の返還は次の方法により行います。
  - (ア) 入札保証金振込証明書の場合は、同証明書に記載された口座に振込みにより返還します。
  - (イ) 支払保証委託契約締結証明書の場合は開札期日の終了後直ちに不動産執行係から返還します。  
※次順位買受申出人とは、買受けの申出の額が、買受可能価格を超え、かつ、最高価買受申出人の申出の額から保証金額を控除した額を超える場合で、開札場で売却の終了までに次順位買受けの申出をした人です。

### 4 入札の変更、取消し等

入札後は入札書の変更又は取消し（記載の追加、訂正、変更及び入札の撤回、差替え等）の申し出は許されません。

### 5 次の場合は入札は無効になります。

- (1) 内封筒に事件番号、開札期日の双方の記載がないもの
- (2) 内封筒を糊付け等により厳重に封をしていないもの
- (3) 入札書とともに、資格証明書、住民票、陳述書の提出がないもの
- (4) 入札期間中に保証金の銀行口座振込みが確認できないもの
- (5) 開札日までに、農地買受適格証明書の提出がないもの
- (6) 執行官の許可を受けずに共同入札したもの
- (7) 入札価額を訂正し、訂正箇所を押印がないもの
- (8) 「保管金受入手続添付書」の振込依頼人と買受申出人とが異なるもの

### 6 物件の閲覧

入札物件の公告並びに物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しは裁判所2階（23番）に備え置いてあります。

※物件によって、買受けの条件や買受人が引き受けとなる権利等が異なります。入札の前に必ずご確認ください。

### 7 事件の取下等について

開札期日までに事件の取下げや売却処分<sub>の</sub>取消しがあった場合は、直ちに保証金を返還しますが、取下げや取消しがあったことの通知はありません。